

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6951365号
(P6951365)

(45) 発行日 令和3年10月20日(2021.10.20)

(24) 登録日 令和3年9月28日(2021.9.28)

(51) Int.Cl. F I
B 6 5 D 5/66 (2006.01) B 6 5 D 5/66 3 1 1 G

請求項の数 17 (全 16 頁)

(21) 出願番号	特願2018-560408 (P2018-560408)	(73) 特許権者	506137147 エーザイ・アール・アンド・ディー・マネ ジメント株式会社 東京都文京区小石川四丁目6番10号
(86) (22) 出願日	平成30年1月5日(2018.1.5)	(74) 代理人	100079108 弁理士 稲葉 良幸
(86) 国際出願番号	PCT/JP2018/000058	(74) 代理人	100080953 弁理士 田中 克郎
(87) 国際公開番号	W02018/128188	(74) 代理人	100109346 弁理士 大貫 敏史
(87) 国際公開日	平成30年7月12日(2018.7.12)	(74) 代理人	100134120 弁理士 内藤 和彦
審査請求日	令和2年12月22日(2020.12.22)	(72) 発明者	坂口 貴久 岐阜県各務原市川島竹早町1番地 エーザ イ株式会社 川島工園内
(31) 優先権主張番号	特願2017-895 (P2017-895)		最終頁に続く
(32) 優先日	平成29年1月6日(2017.1.6)		
(33) 優先権主張国・地域又は機関	日本国(JP)		

(54) 【発明の名称】 容器

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

底板と、前方の側面にある前板と、後方の側面にある後板および左右の側面にある側板を少なくとも有する本体と、

前記後板の上端に接続され前記本体の上面を覆う天板を少なくとも有し、前記本体の上面を開閉可能な蓋体と、

前記蓋体が閉じられたときに前記本体から開かないように固定し、前記蓋体が前記本体に対し前方側に移動したときに前記固定が解除される固定機構と、を備え、

前記本体の側板に切欠きが形成され、

前記後板が前記側板の切欠き側に前傾することにより前記蓋体が前記本体に対し前方側に移動して前記蓋体の固定が解除され、前記後板と前記天板が同一平面に近づくとともに前記天板が立ち上がり、前記蓋体が開くように構成されている、容器。

【請求項2】

前記固定機構は、前記本体の底板の前方端部を下から保持して前記蓋体が開かないように固定する固定板を有する、請求項1に記載の容器。

【請求項3】

前記蓋体は、左右の第1の蓋側板と第2の蓋側板を有し、

前記固定板は、前記第1の蓋側板から前記第2の蓋側板に亘って形成されている、請求項2に記載の容器。

【請求項 4】

前記側板の後端が前方側に向かって次第に高くなるように傾斜し、前記切欠きは、三角形形状に形成されている、請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の容器。

【請求項 5】

前記本体に収容され、収容物を保持するプレートを、さらに備えた、請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載の容器。

【請求項 6】

前記プレートは、前記本体の底板に接続されている、請求項 5 に記載の容器。

【請求項 7】

前記プレートは、前記本体に対し着脱自在である、請求項 5 又は 6 に記載の容器。

10

【請求項 8】

前記プレートの前後方向の長さは、前記本体の内部空間の前後方向の長さと同様に設定されている、請求項 5 ~ 7 のいずれかに記載の容器。

【請求項 9】

前記プレートは、複数のプレート部を有し、

前記複数のプレート部は、直列的に接続され、その接続部分において折り返し可能に構成されている、請求項 5 ~ 8 のいずれかに記載の容器。

【請求項 10】

前記プレートは、前記本体の底板に接続された第 1 のプレート部と、前記第 1 のプレート部に接続された第 2 のプレート部と、前記第 2 のプレート部に接続された第 3 のプレート部と、を有し、

20

前記第 2 のプレート部と前記第 3 のプレート部により前記収容物が保持されている、請求項 9 に記載の容器。

【請求項 11】

前記第 1 のプレート部は、一端が前記本体の底板の後方側に接続され、他端が前記本体の前方側に位置し、

前記第 2 のプレート部は、一端が前記第 1 のプレート部に接続され、他端が前記本体の後方側に位置し、

前記第 3 のプレート部は、一端が第 2 のプレート部に接続され、他端が前記本体の前方側に位置し、

30

前記蓋体は、前方側の側面と左右の側面の 3 つの側面を囲む側壁を有する、請求項 10 に記載の容器。

【請求項 12】

前記プレートの材質は、紙、合成樹脂、金属から選ばれる、請求項 5 ~ 11 のいずれかに記載の容器。

【請求項 13】

前記本体の前方側の内面には、前方側に近づくにつれて高くなるスロープが形成されている、請求項 1 ~ 12 のいずれかに記載の容器。

【請求項 14】

P T P シートが収容された、請求項 1 ~ 13 のいずれかに記載の容器。

40

【請求項 15】

薬剤の分包品、複数の薬剤を一包化したもの、注射剤のキット製剤から選ばれる少なくとも 1 つが収容された、請求項 1 ~ 13 のいずれかに記載の容器。

【請求項 16】

前記容器の材質が、紙、合成樹脂、金属から選ばれる、請求項 1 ~ 15 のいずれかに記載の容器。

【請求項 17】

前記容器の材質が、紙である、請求項 16 に記載の容器。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】**

50

【0001】

本出願は、2017年1月6日に出願された日本特許出願番号2017 000895に基づくもので、ここにその記載内容を援用する。

【0002】

本発明は、収容物を収容する容器に関する。

【背景技術】

【0003】

収容物を収容する容器には、蓋が開かないようにロック機能が付いたものがある。

【0004】

たとえば、薬剤のPTP (press through pack) シートは、パッケージに収容され保管されているものがある。この場合、薬剤の使用の際にパッケージからPTPシートが取り出される。この種のパッケージには、たとえば、子供が薬剤を誤飲することを防止するため、いわゆるCR (child resistant) 機能と呼ばれるロック機構を備えているものがある。このパッケージには、たとえば、パッケージの表面に形成された押圧部 (解除機構) を下向きに押しつつ、内部のプリスタカードを引き出すものがある (たとえば、特許文献1参照)。

10

【先行技術文献】

【特許文献】

【0005】

【特許文献1】特表2007-517615号公報

20

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

しかしながら、上述の構造では、薬剤を取り出すまでにパッケージの解除機構を押す操作と、プリスタカードを引き出す操作が必要である。そのため、高齢者などの使用者にとって操作が煩雑になり取扱いにくい。

【0007】

本出願はかかる点に鑑みてなされたものである。すなわち、蓋体の固定機能を備えつつ、PTPシートなどの収容物を簡単に取り出すことができる容器を提供することを目的とする。

30

【課題を解決するための手段】

【0008】

本発明の一態様に係る容器は、底板と、前方の側面にある前板と、後方の側面にある後板および左右の側面にある側板を少なくとも有する本体と、前記後板の上端に接続され前記本体の上面を覆う天板を少なくとも有し、前記本体の上面を開閉可能な蓋体と、前記蓋体が閉じられたときに前記本体から開かないように固定し、前記蓋体が前記本体に対し前方側に移動したときに前記固定が解除される固定機構と、を備え、前記本体の側板には、切欠きが形成され、前記後板が前記側板の切欠き側に前傾することにより前記蓋体が前記本体に対し前方側に移動して前記蓋体の固定が解除され、前記後板と前記天板が同一平面に近づくとともに前記天板が立ち上がり、前記蓋体が開くように構成されている。

40

【0009】

この態様によれば、使用者が本体の後板を押して前傾させると、蓋体の本体に対する固定が解除され、使用者は蓋体を開けることができる。また、使用者は容器内にある収容物を簡単に取り出すことができる。

【0010】

前記固定機構は、前記本体の底板の前方端部を下から保持して前記蓋体が開かないように固定する固定板を有するようにしてもよい。この態様によれば、簡単な構成の固定機構を実現できる。また、固定板が、蓋体の固定を解除するために操作する後板から離れた位置にあるので、たとえば、子供は固定板付近に気を取られる。そのため、たとえば、子供は後板を押して固定を解除できることに気づき難くなる。さらに、容器の底部に固定板が

50

ある。そのため、たとえば、子供は、固定を解除できることに気づき難くなる。この態様によれば、容器のCR機能を向上できる。

【0011】

前記蓋体は、左右の第1の蓋側板と第2の蓋側板を有している。また、前記固定板は、前記第1の蓋側板から前記第2の蓋側板に亘って形成されていてもよい。この態様によれば、簡単な構成で固定機構を実現できる。

【0012】

前記側板の後端が前方側に向かって次第に高くなるように傾斜してもよい。また、前記切欠きは、三角形状に形成されていてもよい。この態様によれば、後板の前傾動作を適切かつ確実に行うことができる。

10

【0013】

容器が、前記本体に收容され收容物を保持するプレートと、さらに備えていてもよい。この態様によれば、收容物を適切かつ確実に保持できる。

【0014】

前記プレートは、前記本体の底板に接続されていてもよい。この態様によれば、プレートと本体を適切に接続できる。

【0015】

前記プレートは、前記本体に対し着脱自在であってもよい。この態様によれば、プレートを交換することができる。

【0016】

前記プレートの前後方向の長さは、前記本体の内部空間の前後方向の長さと同様に設定されていてもよい。なお、「略同一」には、同視しうる程度のもの、たとえば、長さの差が10mmまでのものが含まれる。この態様によれば、本体を蓋体に対し後方側にずらして蓋体の固定を解除しようとしたときに、本体の内部のプレートがその動きを妨げる。そのため、固定機構による蓋体の固定機能を補助することができる。

20

【0017】

前記プレートは、複数のプレート部を有し、前記複数のプレート部は、直列的に接続され、その接続部分において折り返し可能に構成されていてもよい。この態様によれば、プレート部が積層構造をとるように、立体的に使用することができる。そのため、プレートは十分な量の收容物を保持することができる。

30

【0018】

前記プレートは、前記本体の底板に接続された第1のプレート部と、前記第1のプレート部に接続された第2のプレート部と、前記第2のプレート部に接続された第3のプレート部と、を有し、前記第2のプレート部と前記第3のプレート部により前記收容物が保持されていてもよい。この態様によれば、上側の第2のプレート部と第3のプレート部に收容物が保持されるため、第2のプレート部と第3のプレート部を平らに持ち上げて取り出しやすい状態にして、收容物またはその中身を取り出すことができる。

【0019】

前記第1のプレート部は、一端が前記本体の底板の後方側に接続され、他端が前記本体の前方側に位置し、前記第2のプレート部は、一端が前記第1のプレート部に接続され、他端が前記本体の後方側に位置し、前記第3のプレート部は、一端が第2のプレート部に接続され、他端が前記本体の前方側に位置し、前記蓋体は、前方側の側面と左右の側面の3つの側面を囲む側壁を有するようにしてもよい。この態様によれば、第2のプレート部および第3のプレート部から取り出された收容物の中身を第1のプレート部で受け止め、その第1のプレート部に沿って落下した收容物の中身を蓋体の側壁内に收容することができる。この態様によれば、收容物の中身の落下を抑制でき、たとえば、高齢者などの使用者にとって、收容物の紛失を防止することができる。また、收容物の取り扱いを容易にすることもできる。

40

【0020】

前記プレートの材質は、紙、合成樹脂、金属から選ばれたものであってもよい。

50

【0021】

前記本体の前方側の内面には、前方側に近づくにつれて高くなるスロープが形成されていてもよい。この態様によれば、後板が前傾した際に、プレートがスロープを押す。このため、本体に下方向の力が作用し、たとえば、蓋体が開くのを助けることができる。

【0022】

以上の容器は、PTPシートが収容されたものであってもよい。また、以上の容器は、薬剤の分包品、複数の薬剤を一包化したもの、注射剤のキット製剤から選ばれる少なくとも1つが収容されたものであってもよい。

【0023】

前記容器の材質は、紙、合成樹脂、金属から選ばれたものであってもよい。また、前記容器の材質は、紙であってもよい。

10

【発明の効果】

【0024】

本発明によれば、蓋体の固定機能を備えた容器であって、収容物またはその中身を簡単に取り出すことができる容器を提供できる。

【図面の簡単な説明】

【0025】

【図1】容器の蓋体を閉じた状態を示す斜視図である。

【図2】容器の蓋体を開けた状態を示す斜視図である。

【図3】容器の蓋体を180度開けた状態を示す説明図である。

20

【図4】プレートを取り外したときの容器の構成を示す説明図である。

【図5】容器のA-A断面図である。

【図6】容器の側面図である。

【図7】容器の固定機構を示す説明図である。

【図8】後板を前傾させた状態を示す容器の断面の説明図である。

【図9】蓋体の固定が解除された状態を示す容器の断面の説明図である。

【図10】蓋体が開いた状態を示す容器の断面の説明図である。

【図11】プレートの構成を示す説明図である。

【図12】プレートの連結部を示す説明図である。

【図13】第2のプレート部と第3のプレート部とPTPシートの積層構造の断面の説明図である。

30

【図14】プレートを本体内に収容した状態を示す容器の断面の説明図である。

【図15】蓋体を180度開けてプレートを持ち上げた状態を示す説明図である。

【発明を実施するための形態】

【0026】

以下、図面を参照して、本発明の好ましい実施の形態について説明する。なお、同一の要素には同一の符号を付し、重複する説明を省略する。また、上下左右等の位置関係は、特に断らない限り、図面に示す位置関係に基づくものとする。さらに、図面の寸法比率は、図示の比率に限定されるものではない。なお、以下の実施の形態は、本発明を説明するための例示である。したがって、本発明はこの実施の形態に限定されるものではない。

40

【0027】

図1は、本実施の形態に係る容器1の蓋体11を閉じた状態を示す斜視図である。図2は、容器1の蓋体11を開けた状態を示す斜視図である。図3は、容器1の蓋体11を180度開けた状態を示す斜視図である。

【0028】

容器1は、図1に示すように、略直方体形状を有する。容器1は、図2および図3に示すように、たとえば、本体10と、蓋体11と、収容物を保持するプレート12を備えている。容器1は、たとえば、紙製であり、大日本昭和板紙JETスター(350g/m²)やJETエースW35(400g/m²)を用いることができる。ただし、容器1の材質はこれに限られず、合成樹脂、金属等であってもよい。容器1の材質が合成樹脂の場合には、その合成樹脂は、

50

ポリ塩化ビニルであってもよい。

【0029】

本体10は、図3および図4に示すように、長方形の底板20と、底板20の長手方向の前方側(図1~図4のX方向側)の側面にある前板21と、後方側(図1~図4のX方向の逆側)の側面にある後板22と、底板20の左右方向(図1~図4のX方向と直角をなす水平方向:幅方向)の側面にある側板23、24を有している。すなわち、本体10は、前板21、後板22および側板23、24を有し、蓋体11が閉じた際には、前板21、後板22および側板23、24で底板20の周囲の4面を囲むことができる。また、蓋体11が開いた状態では、本体10の上面は開口している。なお、図4は、プレート12が取り除かれた状態の容器1であって、蓋体11が180度開いた状態の容器1を示す

10

【0030】

図4および図5に示すように、前板21の後方側には、前板21の上端部に接続された平坦面30と、平坦面30の後方端部から後方側に向けて次第に低くなるスロープ31が形成されている。すなわち、前板21の後方側の内面には、本体10の前方に近づくにつれて高くなるスロープ31が形成されている。

【0031】

側板23、24の後端23a、24aには、切欠き40が形成されている。側板23、24の後端23a、24aは、前方側に向かって次第に高くなるように傾斜し、これによって切欠き40が三角形に形成されている。この切欠き40により、後板22が側板23、24に固定されていない。また、後板22の前方側に空間ができるので、後板22を、底板20との間の折り線60を軸に前傾させることができる。これにより、容器1が破損することを防止できる。

20

【0032】

蓋体11は、図1~図5に示すように、長方形の天板50と、天板50の長手方向の前方側の側面にある蓋前板51と、天板50の幅方向の側面にある蓋側板(第1の蓋側板)52、蓋側板(第2の蓋側板)53を有している。すなわち、天板50の周囲を囲む3つの側面に側壁が形成されている。なお、ここで、蓋体11の各部材を説明するための「前方」や「後方」は、蓋体11が閉じられたときの方向を示している。

【0033】

30

天板50の後端は、本体10の後板22の上端に折り線61を介して接続されている。蓋体11は、この折り線61や後板22の下端の折り線60を軸に前方側に回転する。蓋体11が閉じられたときには、天板50が本体10の開口上面、側板23、24および前板21を上から覆い、蓋前板51は、本体10の前板21を外側から覆う。蓋側板52、53は、本体10の側板23、24を外側から覆う。また、蓋体11は、図3に示すように、折り線60や折り線61を軸に後方側に回転し、底板20と天板50がなす角が少なくとも180度程度になるまで蓋体11を開くことができる。

【0034】

蓋体11は、蓋体11が閉じたときに蓋体11が本体10から開かないように固定し、蓋体11が本体10に対し前方側に移動したときに蓋体11の固定が解除される固定機構(ロック機能)70を有している。

40

【0035】

固定機構70は、図5、図6および図7に示すように、本体10の底板20の前方端部を下から保持して蓋体11が開かないように固定する固定板80を有している。固定板80は、蓋側板52、53の前方端部において蓋側板52の下端から蓋側板53の下端に亘り形成されている。蓋体11が閉じた状態では、本体10の前方端部が、固定板80の内側(上面)に入りこみ、本体10が固定板80に引っ掛かって、蓋体11が開かないように蓋体11が固定される。蓋体11が本体10に対し相対的に前方に移動し、本体10の前方端部が固定板80から外れると、蓋体11の固定が解除される。

【0036】

50

図8および図9に示すように、本体10の後板22が側板23、24の切欠き40側に押され前傾することにより蓋体11全体が本体10に対し前方側に移動して蓋体11の固定が解除される。また、図10に示すように、本体10の後板22がさらに側板23、24の切欠き40側に押され前傾したときに、天板50と後板22が同一平面に近づく(折り線61における天板50と後板22のなす内角が180度に近づく)。これとともに、天板50の前方側が立ち上り、蓋体11が開く。このとき、本体10の側板23、24は、天板50を下から支えている。なお、蓋体11が開いた状態は、図10に示すように、天板50と後板22が完全に同一平面にならなくてもよい。折り線61における天板50と後板22のなす内角が180度に近づけば、180度より小さくても180度を超えてもよい。

10

【0037】

図8~図10に示すように、プレート12は、本体10に收容されている。プレート12は、本体10の底板20に接続されている。プレート12は、上述の本体10および蓋体11と同じ材質である紙製であるが、その材質はこれに限られず、たとえば、合成樹脂、金属等であってもよい。

【0038】

図11に示すように、プレート12は、複数、たとえば、3つのプレート部100、101、102と、連結部103を有している。連結部103、プレート部100、101、102は、この順で直列的に接続され、それらの接続部分110、111、112において折り返し可能に構成されている。

20

【0039】

連結部103は、図12に示すように、底板20に形成されたスリット113に挿入可能で係止可能な係止部114を備えている。これにより、プレート12は本体10に対し着脱できる。連結部103の先端部は、矢印形状になっている。これにより、本体10から着脱しにくい構造になる。また、接着剤等を使用せずにプレート12を固定することができる。

【0040】

プレート部100~102は、長方形の板状に形成されている。第1のプレート部100は、連結部103に接続され、孔のない平面を有している。

【0041】

第2のプレート部101および第3のプレート部102には、後述のPTPシート130の收容部132の位置に対応する複数の貫通孔120、121が形成されている。貫通孔120、121は、第2のプレート部101と第3のプレート部102が接続部分112で折り曲げられて互いに重ねられたときに一致するように配置されている。

30

【0042】

第2のプレート部101と第3のプレート部102は、收容物としてのPTPシート130を挟んだ状態で折り曲げられて重ねられている。第2のプレート部101、PTPシート130および第3のプレート部102の接着方法は特に限定されるものではない。たとえば、PTPシート130のいずれかの部分に接着剤(常温では接着しないもの)を塗布し、そのPTPシート130を第2のプレート部101と第3のプレート部102の間に挟んで、専用のプレス機を用いて接着剤を熱で溶かすことによって行ってもよい。また、PTPシート130のいずれかの部分に接着剤(常温で接着するもの)を塗布し、そのPTPシート130を第2のプレート部101と第3のプレート部102の間に挟んだ状態でベルトコンベアーに流し、ローラで加圧することによって、第2のプレート部101、PTPシート130および第3のプレート部102を互いに接着してもよい。図13に示すように、PTPシート130の各薬剤131(PTPシート130の中身)の收容部132は、第3のプレート部102の貫通孔121に嵌め込まれる。この薬剤131の收容部132の裏面側には、第2のプレート部101の貫通孔120が配置される。第3のプレート部102の上から收容部132を押すと、薬剤131がPTPシート130のシート133を破って、第2のプレート部101の貫通孔120から下に排出される。

40

50

【 0 0 4 3 】

プレート 1 2 は、本体 1 0 内において、図 1 4 に示すように、連結部 1 0 3 によって本体 1 0 の底板 2 0 に連結されている。連結部 1 0 3 と第 1 のプレート部 1 0 0 の接続部分 1 1 0 は、本体 1 0 の後方端部付近に位置している。第 1 のプレート部 1 0 0 と第 2 のプレート部 1 0 1 の接続部分 1 1 1 は、本体 1 0 の前方端部付近に位置している。第 2 のプレート部 1 0 1 と第 3 のプレート部 1 0 2 の接続部分 1 1 2 は後方端部付近に位置している。

【 0 0 4 4 】

プレート 1 2 の前後方向の長さは、本体 1 0 の内部空間の前後方向の長さと同様に設定されている。すなわち、プレート 1 2 の前後方向の長さは、たとえば、後板 2 2 からスロープ 3 1 までの長さと同じ長さ、或いはわずかに大きい長さ、或いはわずかに小さい長さに設定されている。これにより、本体 1 0 全体を蓋体 1 1 の固定板 8 0 に対し後方側（図 1 4 の矢印方向）にずらして固定を解除しようとしても、本体 1 0 内でプレート 1 2 がスロープ 3 1 と後板 2 2 に当接するので、本体 1 0 の後方への移動を抑制できる。また、図 9 に示すように、後板 2 2 が前傾し、蓋体 1 1 が本体 1 0 に対し前方側に移動したときには、プレート 1 2 の前方端部がスロープ 3 1 に当接し、スロープ 3 1 を斜め下方向（スロープ 3 1 の傾斜面の法線方向）に押す。これによって、蓋体 1 1 が開くことを補助することができる。

【 0 0 4 5 】

なお、容器 1 の本体 1 0 および蓋体 1 1 は、たとえば、切り出した 1 枚の紙を折り曲げ組み立てることにより製造されている。また、プレート 1 2 は、別の 1 枚の紙から製造されている。PTP シート 1 3 0 をプレート 1 2 に取り付けて、そのプレート 1 2 を本体 1 0 に取り付けることにより容器 1 が製造されている。容器 1 およびプレート 1 2 の原紙には、たとえば、厚みのあるコートボール紙（大日本昭和板紙 JET スター（350g/m²）や JET エース W35（400g/m²））が使用されている。

【 0 0 4 6 】

次に、以上のように構成された容器 1 の使用方法について説明する。容器 1 内には、PTP シート 1 3 0 を保持したプレート 1 2 が予め収容されている。使用前には、図 1 に示すように、蓋体 1 1 が閉じられており、本体 1 0 の前方端部が蓋体 1 1 の固定板 8 0 の内側に挿入され、蓋体 1 1 と本体 1 0 が固定されている。このとき、使用者が蓋体 1 1 を上に開けようとしても、固定板 8 0 に引っ掛かって開けることができない。

【 0 0 4 7 】

使用者が蓋体 1 1 を開ける際は、使用者は後板 2 2 を押す。これにより、図 8 に示すように、後板 2 2 が前傾し、蓋体 1 1 が本体 1 0 に対し前方側に移動する。この結果、図 9 に示すように、固定板 8 0 が本体 1 0 の前方端部よりも前に出て、蓋体 1 1 と本体 1 0 の固定が解除される。蓋体 1 1 の固定が解除され、後板 2 2 がさらに前傾すると、図 1 0 および図 2 に示すように、蓋体 1 1 の天板 5 0 が後板 2 2 と同一平面に近づくように立ち上がり、蓋体 1 1 が開く。

【 0 0 4 8 】

蓋体 1 1 が開くと、使用者は、図 1 5 に示すように、蓋体 1 1 を 1 8 0 度程度開き、蓋体 1 1 の内面を上に向ける。次に、使用者は、プレート 1 2 の PTP シート 1 3 0 を保持する第 2 のプレート部 1 0 1 と第 3 のプレート部 1 0 2 を手で持ち上げて平らな状態にする。このとき第 1 のプレート部 1 0 0 は、蓋体 1 1 に向かって次第に低くなるように傾斜している。使用者は、収容部 1 3 2 を上から押して薬剤 1 3 1 を落下させる。落下した薬剤 1 3 1 は、第 1 のプレート部 1 0 0 上に落ちて、3 つの側壁（蓋前板 5 1、蓋側板 5 2、5 3）で囲まれた蓋体 1 1 の天板 5 0 上に転がる。

【 0 0 4 9 】

使用後は、使用者が、蓋体 1 1 を本体 1 0 上に被せて、再び本体 1 0 の前方端部を固定板 8 0 の中に入れて蓋体 1 1 を固定し、蓋体 1 1 を閉じることができる。

【 0 0 5 0 】

本実施の形態によれば、蓋体 11 の固定機構 70 を有する容器 1 において、使用者が本体 10 の後板 22 を押して前傾させると、蓋体 11 の本体 10 に対する固定が解除され、蓋体 11 が開くので、収容物またはその中身を簡単に取り出すことができる。

【0051】

固定機構 70 が、本体 10 の底板 20 の前方端部を下から保持する固定板 80 を有するので、簡単な構成で蓋体 11 の固定を実現できる。また、固定板 80 が、蓋体 11 の固定を解除するために操作する後板 22 から離れた位置にある。そのため、たとえば、子供は、固定板 80 付近に気を取られて、後板 22 を押せば固定を解除することに気づき難くなる。また、容器 1 の底部に固定板 80 がある。これにより、容器 1 の CR 機能を向上できる。

10

【0052】

固定板 80 は、蓋体 11 の蓋側板 52 から蓋側板 53 に亘って形成されている。そのため、簡単な構成の固定機構 70 を実現できる。

【0053】

本体 10 の側板 23、24 の後端 23a、24a が前方側に向かって次第に高くなるように傾斜している。また、切欠き 40 が三角形に形成されている。そのため、後板 22 の前傾を適切かつ確実に行うことができる。

【0054】

容器 1 が、収容物を保持するプレート 12 を備えているので、収容物を適切かつ確実に保持できる。

20

【0055】

プレート 12 は、本体 10 の底板 20 に接続されているので、プレート 12 と本体 10 を簡単に接続できる。

【0056】

プレート 12 は、本体 10 に対し着脱自在であるので、たとえば、必要に応じてプレート 12 を交換することができる。

【0057】

プレート 12 の前後方向の長さは、本体 10 の内部空間の前後方向の長さと同様に設定されている。そのため、本体 10 を蓋体 11 に対し後方側にずらして蓋体 11 の固定を解除しようとしたときに、本体 10 の内部のプレート 12 がその動きを妨げ、固定機構 70 による蓋体 11 の固定機能を補助することができる。また、プレート 12 が、本体 10 を内部から支えて補強部材としての機能を果たすので、本体 10 の強度を向上できる。さらに、本体 10 の繰り返しの使用に対する耐久性も向上できる。

30

【0058】

なお、プレート 12 の前後方向の長さを本体 10 の内部空間の前後方向の長さよりわずかに長くした場合には、プレート 12 がバネの動きをし、本体 10 を内側から付勢するので、本体 10 の形状を維持することができる。この結果、容器 1 を縦にした際の自重や容器 1 を繰り返し使用した際のヘタリにより蓋体 11 の固定が外れることを抑制できる。

【0059】

本体 10 の前方側の内面には、前方側に近づくにつれて高くなるスロープ 31 が形成されている。これにより、後板 22 が前傾した際にプレート 12 がスロープ 31 を押すので、蓋体 11 が開くのを助けることができる。

40

【0060】

プレート 12 は、複数のプレート部 100、101、102 を有し、複数のプレート部 100～102 は、直列的に接続され、その接続部分 111、112 において折り返し可能に構成されている。これにより、プレート 12 を折り返して立体的に使用することができるので、プレート 12 が十分な量の収容物またはその中身を保持することができる。

【0061】

プレート 12 は、本体 10 の底板 20 に接続された第 1 のプレート部 100 と、第 1 のプレート部 100 に接続された第 2 のプレート部 101 と、第 2 のプレート部 101 に接

50

続された第3のプレート部102と、を有し、第2のプレート部101と第3のプレート部102により収容物が保持されている。これにより、上側の2枚の第2のプレート部101と第3のプレート部102に収容物が保持されるので、第2のプレート部101と第3のプレート部102を平らに持ち上げることができる。この結果、収容物の中身が取り出しやすくなる。さらに、端にある収容物の中身も取り出しやすくなる。

【0062】

第1のプレート部100は、一端が本体10の底板20の後方側に接続され、他端が本体10の前方側に位置し、第2のプレート部101は、一端が第1のプレート部100に接続され、他端が本体10の後方側に位置し、第3のプレート部102は、一端が第2のプレート部101に接続され、他端が前記本体10の前方側に位置し、蓋体11は、前方側の側面と左右の側面の3つの側面を囲む側壁を有している。この結果、図15に示すように、第2のプレート部101および第3のプレート部102から取り出された薬剤131を第1のプレート部100で受け止めることができる。さらにその第1のプレート部100の傾斜に沿って落下した薬剤131を蓋体11の3つの側壁(蓋前板51、蓋側板52、53)内に収容することができる。よって、薬剤131の落下を抑制できる。

10

【0063】

容器1は、薬剤131のPTPシート130が収容されたものである。そのため、CR機能を確保しつつ、薬剤131の取り出しを簡単に行うことができる。

【0064】

以上、添付図面を参照しながら本発明の好適な実施の形態について説明したが、本発明はかかる例に限定されるものではない。当業者であれば、特許請求の範囲に記載された思想の範疇内において、各種の変更例または修正例に想到し得ることは明らかであり、それらについても当然に本発明の技術的範囲に属するものと了解される。

20

【0065】

上記実施の形態における容器1の構成において、たとえば、本体10、蓋体11、固定機構70、切欠き40、プレート12等の構成はこれに限定されるものではない。また、固定機構70の固定板80の位置や形はこれに限定されるものではない。さらに、固定機構70は、蓋体11が閉じられたときに本体10から開かないように固定し、蓋体11が本体10に対し前方側に移動したときに固定が解除されるものであれば他の構成を有するものであってもよい。

30

【0066】

本発明の一態様では切欠き40は、三角形状であるが、これに限定されるものではない。後板22の前方側に空間ができればよく、たとえば、円形状や他の形状のものであってもよい。

【0067】

蓋体11を開ける際において、後板22が前傾すればよい。使用者が片方の手で後板22を押すのみならず、たとえば、使用者が折り線61付近を押してもよい。また、使用者が本体10または底板20を手前に引いてもよい。

【0068】

上記実施の形態において、プレート12は、連結部103により底板20に着脱できるものであるが、底板20に予め固定されていてもよい。また、プレート12は、本体10の底板20に取り付けられているが、他の部分に取り付けられていてもよい。さらに、プレート12は、3つのプレート部を備えているが、1つ、2つ、或いは4つ以上のプレート部を備えるものであってもよい。また、収容物を保持する部材は、プレート12に限定されるものではない。

40

【0069】

プレート12を用いずに収容物を直接、容器1に収容してもよい。また、PTPシート130を本体10の底板20に接続することもできる。さらに、PTPシート130のみならず、その他の収容物を本体10の底板20に接続することもできる。

【0070】

50

P T Pシート130の構成もこれに限定されるものではない。また、P T Pシート130の大きさに応じて、本発明の容器1の大きさを適宜変更することができる。P T Pシート130の素材および大きさは、特に限定されるものではない。さらに、P T Pシート130は、プレート12から切り離されたものであってもよい。

【0071】

P T Pシート130内の薬剤は、たとえば、錠剤やカプセル剤をはじめとする固形製剤等が挙げられるが、特に限定されるものではない。

【0072】

スロープ31の傾斜角度は、特に限定されるものではない。また、スロープ31は存在しなくてもよい。

【0073】

本発明の一態様では、収容物は、P T Pシート130であるが、薬剤の分包品、複数の薬剤を一包装したものや、注射剤のキット製剤などの他の収容物を収容する場合にも本発明は適用できる。なお、収容物は、P T Pシート130のような、取り出す中身のあるものでもよいし、たとえば、個別の薬剤のような、それ自体が取り出す対象となるものであってもよい。このように、容器に収容される収容物は何ら限定されるものでもなく、医薬品以外の食品等であってもよい。

【0074】

本発明の一態様では、容器1の本体10および蓋体11は、切り出した1枚の紙を折り曲げ組み立てることにより製造される。また、プレート12は、別の1枚の紙から製造される。しかしながら、本体10、蓋体11およびプレート12を1枚の紙から製造することもできる。これにより、生産性の効率化を図ることもできる。

【0075】

容器1の形状、寸法も上記実施の形態のものに限定されるものではない。たとえば、上記実施の形態では、容器1の前後方向(X方向)の寸法が、左右方向(X方向の直角方向)の寸法よりも長い。容器1の左右方向の寸法が前後方向の寸法よりも長くてもよい。また、この場合、プレート12は、その長手方向を容器1の左右方向に向けて容器1に収容されてもよい。また、プレート12は、その長手方向を容器1の前後方向に向けて容器1に収容されてもよい。

【0076】

容器1やプレート12の材質は、上述のとおり特に限定されるものではない。たとえば、容器1やプレート12の材質は、紙や合成樹脂等の混合素材、木(ベニヤ板)、コルク、コルクと他の素材を張り合わせた素材、紙と合成樹脂を張り合わせた素材等であってもよい。また、本発明の一態様では、容器1およびプレート12は同じ紙製であるが、容器1およびプレート12は、互いに異なる材質であってもよい。

【産業上の利用可能性】

【0077】

本発明は、蓋体の固定機構を備えつつ、収容物またはその中身を簡単に取り出すことができる容器を提供する際に有用である。

【符号の説明】

【0078】

- 1 容器
- 10 本体
- 11 蓋体
- 12 プレート
- 20 底板
- 21 前板
- 22 後板
- 23 側板
- 24 側板

10

20

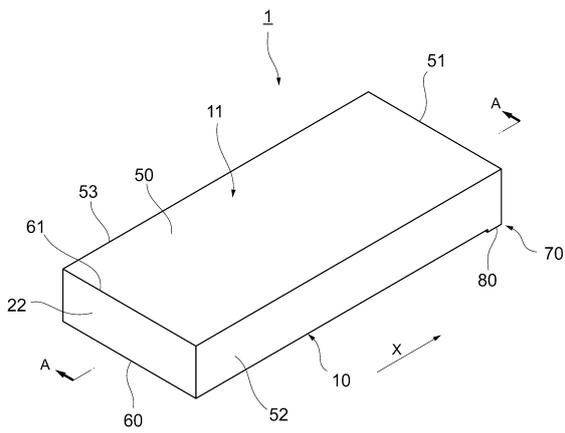
30

40

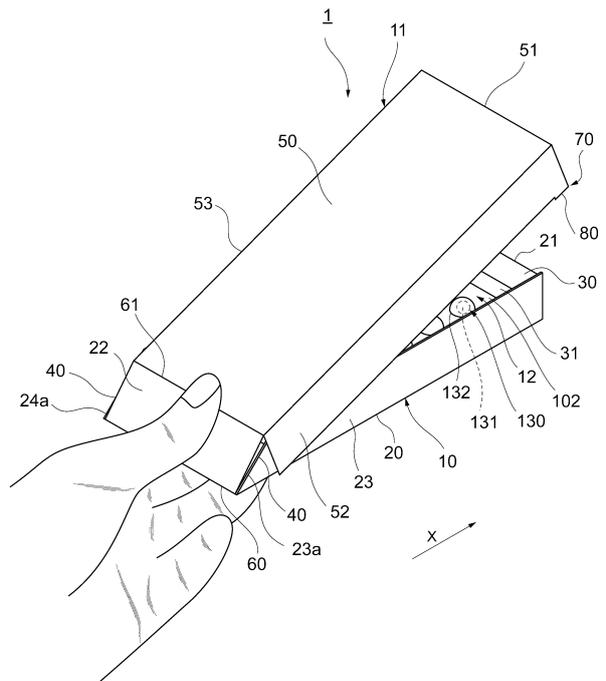
50

- 3 1 スロープ
- 4 0 切欠き
- 5 0 天板
- 5 1 蓋前板
- 5 2、5 3 蓋側板
- 7 0 固定機構
- 8 0 固定板
- 1 0 0 第1のプレート部
- 1 0 1 第2のプレート部
- 1 0 2 第3のプレート部
- 1 0 3 連結部
- 1 3 0 PTPシート
- 1 3 1 薬剤

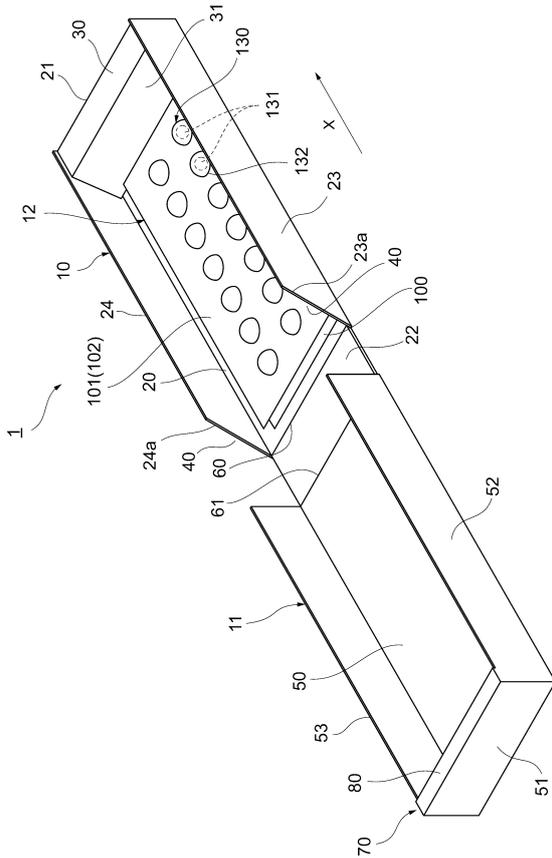
【図1】



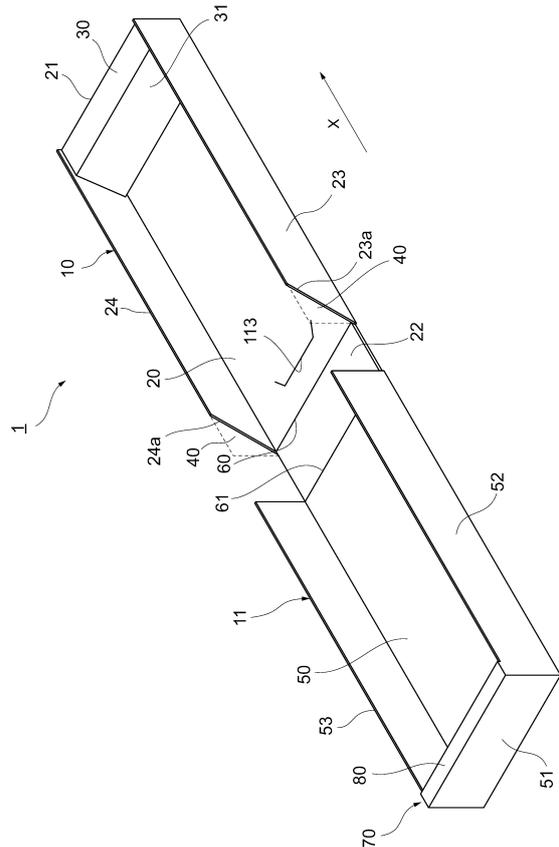
【図2】



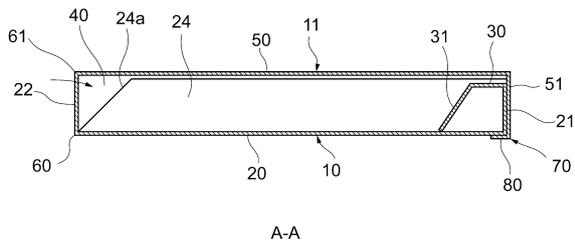
【 図 3 】



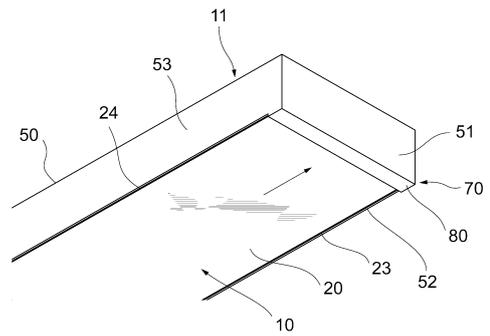
【 図 4 】



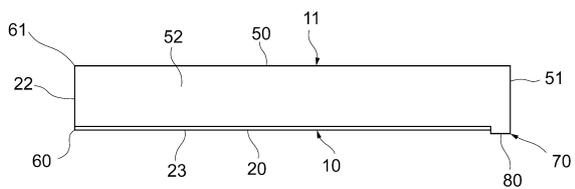
【 図 5 】



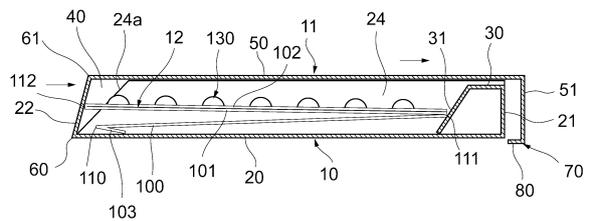
【 図 7 】



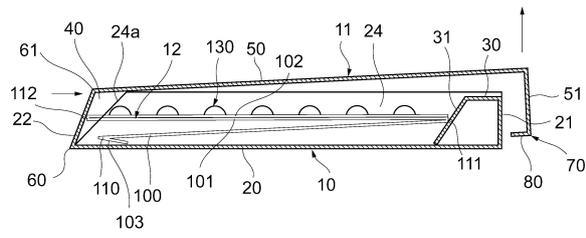
【 図 6 】



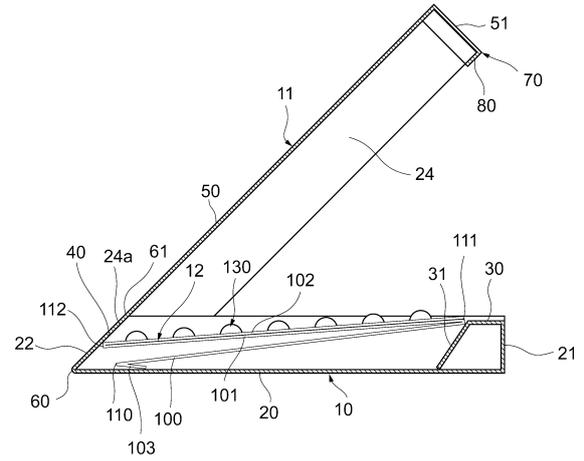
【 図 8 】



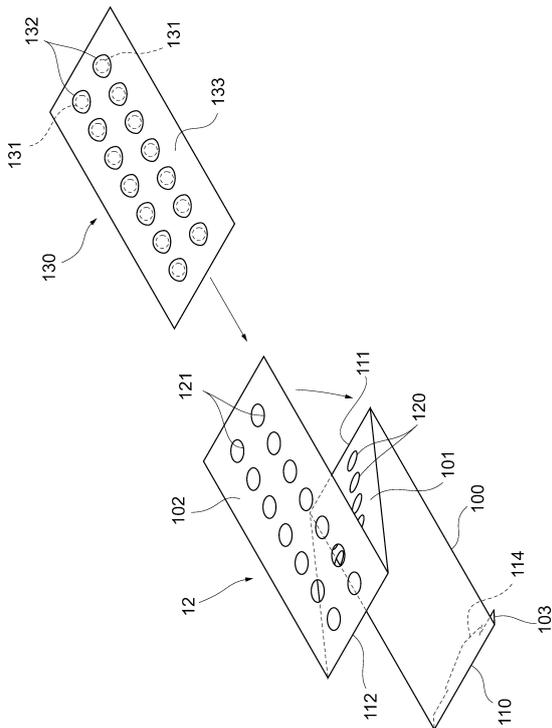
【図 9】



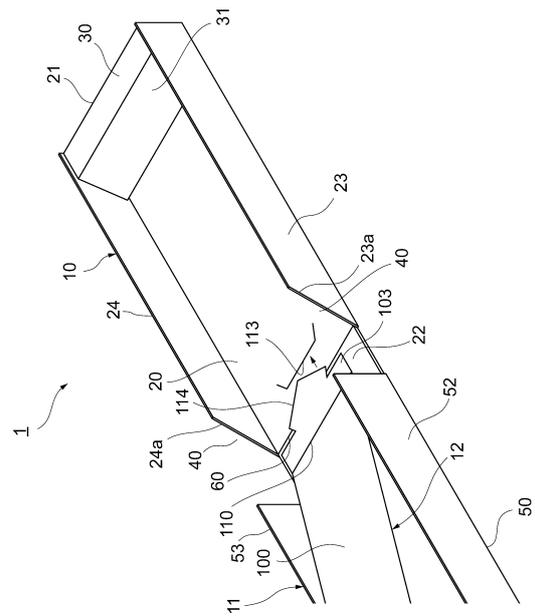
【図 10】



【図 11】



【図 12】



フロントページの続き

審査官 内田 茉李

- (56)参考文献 登録実用新案第3138804(JP,U)
仏国特許発明第1040140(FR,A)
特表2004-513035(JP,A)
特開2010-018289(JP,A)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
B65D 5/66